

千葉県公告第 774 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、千葉都市計画駐車場の変更の案を縦覧します。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに千葉市に意見書を提出することができます。

令和 5 年 9 月 5 日

千葉市長 神谷 俊一

1 都市計画の種類及び名称

千葉都市計画駐車場（千葉市栄町立体駐車場）

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

千葉市中央区栄町の一部

ウ 変更する部分

なし

3 縦覧期間

令和 5 年 9 月 5 日（火）から令和 5 年 9 月 19 日（火）まで  
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 土曜日、日曜日、  
祝日を除く）

4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市役所低層棟 4 階 都市計画課